

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年4月17日

広島空港振興協議会 会長

1 業務内容

- (1) 業務名
2026年度韓国における広島プロモーション業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島空港振興協議会事務局の指定する場所
- (5) 事業予算額
9,215,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 日本国外企業等の場合は、プロポーザル参加及び業務履行について日本語で対応可能であり、会社が存在する当該国の公的な証明等を提出できる者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の入手方法
 - ア 交付場所
〒730-8511 広島市中区基町10番52号 北館2階
広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）
電話（082）513-4013（ダイヤルイン）
 - イ 交付期間
令和8年4月17日（金）から令和8年5月11日（月）正午まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。
 - ウ 入手方法
上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、

又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 北館2階

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）

担当者：永来、鎌田

電話（082）513-4013（ダイヤルイン）

電子メール dokukou@pref.hiroshima.lg.jp

ウ 提出期限

令和8年5月11日（月） 正午

エ 提出方法

上記2に電子メールにより提出すること。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年5月14日（木）までに申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(2)イの場所

イ 提出期限

令和8年5月25日（月） 正午

ウ 提出方法

上記(2)イの電子メールに電子データを送付すること。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提出された提案書に基づく書類審査とする。広島空港振興協議会が設置する公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「2026年度韓国における広島プロモーション業務公募型プロポーザル審査基準及び配点表」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(3) 結果の通知

審査結果は令和8年6月4日（木）までに、申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は「56A 広告・広報」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者
免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) その他
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。